

鳥取県告示第 338 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町3564-1	児童デイサービス	平成19年4月1日
〃	〃	鳥取県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	〃	〃